

入札説明書

宮崎県が行う旅券（パスポート）等輸送業務に係る一般競争入札公告（以下「入札公告」という。）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、本件に係る業務仕様書等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後においては業務仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年9月8日

2 競争入札に付する事項

(1) 業務件名 旅券（パスポート）等輸送業務

(2) 履行期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づ
く長期継続契約

3 業務の要領等

別添「業務仕様書」のとおり

4 競争入札参加資格の確認等

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、入札公告に規定する資格を有する者とする。

(2) この競争入札に参加しようとする者は、入札公告に記載する書類を次のとおり提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

① 書類の提出期限

令和5年9月19日（火）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。）

② 書類の提出方法

持参に限る。

③ 書類の配付及び提出場所並びに問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部国際・経済交流課国際企画・旅券担当

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

5 契約条項を示す場所

宮崎県商工観光労働部国際・経済交流課国際企画・旅券担当

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

6 当該契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県商工観光労働部国際・経済交流課国際企画・旅券担当

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号 0985(44)2619

7 入札

入札に参加する者は、別紙様式1による入札書（以下「入札書」という。）を下記のとおり提出しなければならない。

- (1) 日時 令和5年9月25日（月） 午後2時から
- (2) 場所 宮崎県庁8号館4階第二会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (3) 代理人が出席する場合は別紙様式2による委任状を提出するほか、入札者の氏名若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月25日開封「旅券（パスポート）等輸送業務」の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印しなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (7) 入札金額は、当該業務の履行に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札の回数は2回を限度とする。
- (9) 初度の入札に参加しなかった者又は初度の入札に参加したが入札しなかった者は、再度の入札に参加することができない。

8 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (2) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (3) 再度の入札にあっては、入札者又はその代理人のすべてが立ち合っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（入札金額の100分の10以上）を締結したとき。

イ 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（工事請負契約等でその工期等が2箇年を超えるものにあつては、完成期日が過去2箇年の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の効力

次の（1）から（7）のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、（7）に該当する入札を行った者は再度の入札には参加できない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行なった入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があつた入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。